

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和元年6月18日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

- 司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。
- 大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に基づいて、補足説明をさせていただきます。

まず、1ページ目、1. (1) 第13回の原子力規制委員会定例会が、明日6月19日水曜日午前中に開催される予定でございます。議題は4件予定されております。

まず、議題1「大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しに係る原子炉等規制法第43条の3の23第1項の規定に基づく命令について」。こちらは5月29日の委員会において審議がなされた件でございますけれども、その審議を受けて、関西電力に対して弁明の機会の付与を行うという通知を行い、これに対して関西電力から弁明をしない旨の回答をいただいたところでございます。これを踏まえて、命令を発出することについて、委員会で御審議をいただくというものでございます。

次に、議題2「大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しに伴うその他の審査・検査の取扱いについて」。こちらは、本件大山生竹テフラの噴出規模の見直しに伴いまして、その他の審査・検査中の案件及び今後申請される審査・検査案件の取り扱いについて、整理をするようにという指示が前回の委員会であったところでございます。これを受けて、案をお示しして、委員会で御審議をいただくというものでございます。

次に、議題3「柏崎刈羽原子力発電所1号機非常用ディーゼル発電機（B）の異常に係る東京電力ホールディングス株式会社からの報告に対する評価及び今後の対応について」。こちらは昨年8月30日に発生いたしました、柏崎刈羽原子力発電所1号機の非常用ディーゼル発電機（B）の過給機の軸固着による異常の事象につきまして、評価書の案をお示しして、委員会で御審議をいただくというものでございます。

次に、議題4「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案）－規則等の改正を踏まえた変更、浸水防止設備の変更等－」。こちらは先般5月22日の委員会で審議を行いまして、関係機関への意見聴取を行っていたものでございます。関係機関からの回答を踏まえて、許可を行うことについて、委員会で審議をいただくというものでございます。

定例会の議題は以上でございます。

次に、広報日程の3ページ目をお願いいたします。2ページ目については、追加の情報はございません。

3ページ目上段、(7) 第731回の審査会合が、こちらは、日程としまして6月20日木曜日の午後に開催される予定でございます。審査対象の議題は2件予定されてございます。

まず、1件目、東北電力・女川発電所2号機の設置変更許可についての審査が予定されております。内容は、重大事故対策の有効性評価、また、保管庫へのアクセスについてのコメントへの回答が行われる予定でございます。

次に、2件目といたしまして、日本原電株式会社・東海発電所及び東海第二発電所の保安規定の変更の申請についての審査が予定されております。こちらは3月末に申請があったものでございまして、防潮堤の工事に伴う周辺監視区域の変更に対応する保安規定の変更についての申請に係る審査でございます。

次に、その下、6月21日金曜日、(8) 第732回の審査会合が、こちらにも午後に開催される予定でございます。議題は、記載されております2件が予定されております。

まず、1件目といたしまして、東北電力・女川発電所2号炉の敷地の地質・地質構造並びに基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価についての審査が予定されております。内容は、追加をされた施設の直下についての確認、また、地下水位の設定の関係についての前回審査でのコメントへの回答が予定されてございます。

次に、議題の2つ目といたしまして、電源開発株式会社の大間原子力発電所の敷地周辺の地質・地質構造についての審査が行われる予定でございます。内容は、前回の審査、昨年になりますが、前回の審査及び現地調査の際のコメントへの回答が行われる予定でございます。

次に、その下、6月24日月曜日、(10) 第285回の核燃料施設等に関する審査会合が午前中から午後にかけて開催される予定でございます。議題は、記載されております4件が予定されております。

まず、1件目といたしまして、日本原電株式会社の廃棄物埋設施設の事業許可申請についての審査が行われる予定でございます。こちらは順次コメント回答を行っているところでございますけれども、今回は安全確保全般の考え方についての確認が行われる予定でございます。

次に、議題2といたしまして、原子力研究開発機構原子力科学研究所のJRR-3についての設工認の認可申請についての審査が行われる予定でございます。記載されておりますとおり、分割申請のその7について、こちらは2回目の審査ということで、コメント回答の予定でございます。

次に、議題3といたしまして、原子力研究開発機構原子力科学研究所の放射性廃棄物の廃棄施設の変更に関する設工認の申請についての審査が行われる予定でございます。

2つに議題が分かれています。分割申請のその6、それから、議題3-2では、廃棄物処理棟のプロセスモニタの一部更新、これらについての審査、こちらはこれらの領域に

ついて、1回目ということで、説明をお聞きして審査の予定でございます。

最後に、議題4といたしまして、原子力研究開発機構のHTTRについての許可に関する審査が行われる予定でございます。こちらは前回の審査において、論点や残されている確認事項についてお示しをしているところでございまして、これについての回答があるという予定でございます。

私からの御説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。御質問ございますか。どうぞ。

○記者 読売新聞のイナムラです。

今回の予定とは関係ないのですが、先に行われた福岡地裁の裁判の判決で、一応、原子力規制庁が川内原発に出した設置変更許可の取り消しを求める訴訟で、国が勝ったということですが、判決の要旨を見ると、火山影響評価ガイドについて、非合理とは言えないという結論でしたけれども、中身を見ると、合理性があるかどうかは疑わしいという記載もありました。これを受けて、規制庁として何か対応としてどのように考えているか、あと、判決の受けとめについてお伺いしたいと思います。

○大熊総務課長 今、御質問の中でもございました、昨日出されました福岡地裁の判決において、国の主張が認められたというふうに承知をしているところでございます。今、判決内容についての御質問がございましたけれども、内容については、現在、私どもも精査中でございますので、現時点でコメントは差し控えさせていただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、原子力規制庁としては、引き続き新規制基準に基づく規制、これを適切に実行していくということに努めていくという方針でございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—